

損害保険代理店の主な権限について

当代理店は、損害保険会社から正式に委託を受けた「保険会社の代理人」として、以下の業務を行う権限を有しています。お客さまに安心してお手続きいただけるよう、法令・規程に基づき適切に業務を遂行いたします。

1. 保険契約の締結権

保険会社に代わり、保険契約の締結手続きを行います。
代理店が契約を承諾した時点で、保険契約は有効に成立します。

2. 告知受領権

ご契約者さまからの告知事項（リスクに関する情報）を受け取る権限を持ち、その内容を保険会社へ適切に伝達します。

3. 保険料の領収権

保険料を受け取り、領収証を発行する権限を有しています。
お支払い手続きも安心してお任せいただけます。

4. 契約の変更・解約の受付

ご契約内容の変更や解約のお申し出を受け付け、保険会社への手続きを代理して行います。